

## 随意契約理由書

件名	市バス売上金収納用コンテナ保守業務	
契約の相手方	エスペックテストシステム株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	
随意契約の理由	<p>本業務は市バス運賃の精算を行う料金精算用コンテナについて保守点検を行い、また予備のコンテナを保管するものである。</p> <p>本業務にて機能維持をはかり、緊急発生時に対応する体制をとることで、市バスの円滑な運行を行う。</p> <p>上記業者は、自動車料金精算用コンテナの納入業者であり、本業務の履行に必要な内部構造や専門技術は上記業者だけが精通しており、正確かつ迅速な保守業務が期待できる。また、上記業者以外では、交換が必要な関連部品を調達できない。保守業務の一つとしてコンテナの保管、営業所等への配送業務にも即納性が期待できる。</p> <p>また、当局独自のコンテナを使った精算業務である為、本業務契約の受託が可能であるのは上記業者のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局営業推進課	(電話番号 959-6641 )